

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要 (平成28年法律第95号)

総 務 省

1. 主な改正内容

働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正を行う。

地方公務員の育児休業等に関する法律

(1) 育児休業等の対象となる子の範囲の見直し

育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。

※特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間
養子縁組里親：将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

※介護休業等については、当該法第 61 条に地方公務員に関する最低基準が定められている。

(2) 介護休業の分割取得

介護休業取得可能期間(3月)を3つの期間に分割して取得できることとする。

(3) 介護のための所定労働時間短縮措置

介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を設ける。

(4) 介護休業の申出をすることができる非常勤職員の要件の見直し

介護休業の申出ができる非常勤職員の要件を緩和する(②の要件を緩和)。

① 引き続き在職した期間が1年以上 ② 介護休業開始から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き在職することが見込まれる者(93日経過日から1年を経過するまでに、任期(再度の任用がなされる場合は、その任期)が満了することが明らかな者を除く。)	① (同左) ② 93日経過日から6月を経過するまでに、任期(再度の任用がなされる場合は、その任期)が満了することが明らかなでない者
--	--

(5) その他

子の看護休暇及び介護休暇を省令で定める1日未満の単位(半日予定)で可能とすること、介護のための所定外労働の免除義務、いわゆるマタハラ等の防止義務などの所要の改正を行う。

2. 施行期日

平成29年1月1日(民間及び国家公務員に係る改正法の施行日と同じ)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律・新旧対照表 目次

○	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（第一条関係）	1
○	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第二条関係）	3
○	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（附則第二条関係）	15
○	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）（附則第四条関係）	18
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（附則第五条関係）	21
○	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）（附則第六条関係）	23
○	児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）（附則第七条関係）	24
○	附則第七条の規定による改正後の児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十六条の二の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（附則第七条関係）	25

改 正 案	現 行
（育児休業の承認） 第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四のうちに、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内	（育児休業の承認） 第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子に就いてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2
・
3

（略）

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九条の三並びに第六十一条第三十三項及び第三十四項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第八章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条及び第十一章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定められている者を含む。第四号及び第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。 二〃五 （略）	（定義） 第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九条の三及び第六十一条第三十一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二〃五 （略）

(公務員に関する特例) 第六十一条 第二章から第九章まで、第三十条、前章、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第五十六条の二、前条、次条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。	(公務員に関する特例) 第六十一条 (略)
2 国家公務員及び地方公務員に關しては、第三十二条中「育児等退職者」とあるのは「育児等退職者(第二十七条に規定する育児等退職者をいう。以下同じ。)」と、第三十四条第二項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等(第三十条に規定する対象労働者等をいう。以下同じ。)」とする。	2 (略)
3 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行人(以下この条において「行政執行人」という。)の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいづれにも該当するものに限る。)は、当該職員の勤務する行政執行人の長の承認を受けて、当該職員の配偶者、父母若しくは子(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。)の介護をするため、休業をするこ	3 (略)
4 前項の規定により休業をすることができる期間は、行政執行人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする	4 前項の規定により休業をすることができる期間は、行政執行人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする

一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（第三十項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

5 行政執行法人の長は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障がある認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならぬ。ただし、国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員のうち、第三項の規定による休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があつた場合は、この限りでない。

6 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次項及び第五項において同じ。）」と、第四項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「

一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（第二十九項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

5
(略)

6 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、「若しくは子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）」とあるのは「子」と、第四項中「行政執行法人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介

行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

7

行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することとを要しない職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第十六条の三第二項ただし書の規定を適用する）としたならば、第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限り、であつて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかつた当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして、第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話を行うため、休暇を取得することができる。

8

前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（同項に規定する職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）を限度とするものとする。

7

護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十日を超えない範囲内で指定する期間（第二十九項において「指定期間」という。）とあるのは「要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間」と、前項本文中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することとを要しない職員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

(略)

8

(略)

9 第七項の規定による休暇は、一日の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。 10 行政執行法人の長は、第七項の規定による休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。 11 第七項から前項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第十六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第七項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。第十項において同じ。）」と、第九項中「行政執行法人の」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。	9 (略) 10 (略) 11 第七項、第八項及び前項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第十六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第七項中「行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「同法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。
---	--

9 (略) 10 (略) 11 第七項、第八項及び前項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第十六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第七項中「行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「同法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。	9 (略) 10 (略) 11 第七項、第八項及び前項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第十六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第七項中「行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「同法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。
--	--

12 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第 一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時 勤務することゝを要しない職員にあつては、第十六条の六 第二項において準用する第十六条第一項ただし書の規定を 適用するとしなければ第十六条の六第二項において読み 替へて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも 該当しないものに限る。）は、当該職員の勤務する行政 執行法人の長の承認を受けて、当該職員の要介護家族の 介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定め る世話をを行うため、休暇を取得することができ。	13 前項の規定により休暇を取得することができる日数は 、一の年において五日（要介護家族が二人以上の場合に あつては、十日）を限度とするものとする。	14 第十二項の規定による休暇は、一日の所定労働時間が 短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるも の以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で 取得することができる。	15 行政執行法人の長は、第十二項の規定による休暇の承 認を受けようとする職員からその承認の請求があつたと きは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き 、これを承認しなければならない。	16 第十二項から前項までの規定は、地方公務員法第四條 第一項に規定する職員（同法第二十八條の五第一項に規 定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員に あつては、第十六条の六第二項において準用する第六條 第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第十六条 の六第二項において読み替へて準用する第六條第一項た だし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）につ いて準用する。この場合において、第十二項中「当該職 員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務 員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受
12 （略）	13 （略）	14 （略）	15 （略）	16 第十二項、第十三項及び前項の規定は、地方公務員法 第四條第一項に規定する職員（同法第二十八條の五第一 項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤 職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する 第六條第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第 十六條の六第二項において読み替へて準用する第六條第 一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。 ）について準用する。この場合において、第十二項中「 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一 項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤

けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。第十五項において同じ。）と、第十四項中「行政執行法人の」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

17 行政執行法人の長は、三歳に満たない子を養育する当該行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常勤勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するため請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

18 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十六条の八第一項」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

19 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はそ

務することを要しない職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

17 （略）

18 （略）

19 （略）

の委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下この条において同じ。）は、三歳に満たない子を養育する地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

20

前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。この場合において、前項中「第十六条の八第一項」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

21

行政執行法人の長は、当該行政執行法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）が当該子を養育するに請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七条第一項に規定する制限時間をいう。第二十三項において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

（新設）

20

行政執行法人の長は、当該行政執行法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）が当該子を養育するに請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七条第一項に規定する制限時間をいう。第二十三項において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

25 行政執行法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該行政執行法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のい	24 前項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、前項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、同項各号のい	23 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、同法第四条第一項に規定する職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができるときは、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。	22 前項の規定は、行政執行法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。
24 行政執行法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該行政執行法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のい	23 (略)	22 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、同法第四条第一項に規定する職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができるときは、当該地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。	21 (略)

29 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第 一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時 勤務することを要しない職員にあっては、第二十三条第	28 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第 四條第一項に規定する職員について準用する。この場合 において、前項中「第十九條第一項」とあるのは「第二 十條第一項において準用する第十九條第一項」と、「同 項各号」とあるのは「第二十條第一項において準用する 第十九條第一項各号」と、「当該子を養育する」とある のは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものと する。	27 地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はそ の委任を受けた者は、小学校就学の始期に達するまでの 子を養育する同法第四條第一項に規定する職員であつて 第十九條第一項の規定を適用するとしたならば同項各号 のいずれにも該当しないものが当該子を養育するため 請求した場合において、公務の運営に支障がないと認め るときは、深夜において勤務しないことを承認しなければ ならない。	26 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の 職員について準用する。この場合において、同項中「第 十九條第一項」とあるのは「第二十條第一項において準 用する第十九條第一項」と、「同項各号」とあるのは「 第二十條第一項において準用する第十九條第一項各号」 と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族 を介護する」と読み替えるものとする。	26 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の 職員について準用する。この場合において、同項中「第 十九條第一項」とあるのは「第二十條第一項において準 用する第十九條第一項」と、「同項各号」とあるのは「 第二十條第一項において準用する第十九條第一項各号」 と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族 を介護する」と読み替えるものとする。
28 (略)	27 (略)	26 (略)	25 (略)	25 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の 職員について準用する。この場合において、同項中「第 十九條第一項」とあるのは「第二十條第一項において準 用する第十九條第一項」と、「同項各号」とあるのは「 第二十條第一項において準用する第十九條第一項各号」 と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族 を介護する」と読み替えるものとする。

33 「公務」と読み替えるものとする。 行政執行法人の長は、職場において行われる当該行政 執行法人の職員に対する国家公務員の育児休業等に関する	32 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定す る職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤 務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第二 十三条第三項ただし書の規定を適用するものに限る。） 項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。） について準用する。この場合において、第二十九項中「 当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地 方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委 任を受けた者」と、前項中「行政執行法人の長」とある のは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又 はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法 第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは 「公務」と読み替えるものとする。
31 （略）	30 行政執行法人の長は、第二十八項の規定による承認を 受けようとする職員からその承認の請求があつたときは 、当該請求に係る時間のうち業務の運営に支障があると 認められる時間を除き、これを承認しなければならない 。（新設）
31 （略）	29 （略）

る法律第三条第一項の規定による育児休業、第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	34 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、職場において行われる同法第四条第一項に規定する職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業、第六項において準用する第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
(新設)	

改 正 案	現 行
（標準報酬） 第四十三条（略） 2 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する子（第七十条の二及び第七十九条において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないものを養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。	（標準報酬） 第四十三条（略） 2 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

13
16 (略)

(介護休業手当金)
第七十条の三 (略)

2 前項の介護休業手当金の支給期間は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の日数を通算して六十六日を超えないものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定により介護休業手当金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第十七条第四項第二号ハ」とあるのは、「第十七条第四項第二号ロ」と読み替えるものとする。

4 (略)

(国の職員の取扱い)
第四百十二条 (略)

2 国の職員についてこの法律の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)		(略)	(略)
第四十三 条第十二 項	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項
	地方公務員の育児休業等に関する法律第 二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律第 三条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律第 三条第一項

13
16 (略)

(介護休業手当金)
第七十条の三 (略)

2 前項の介護休業手当金の支給期間は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して三月を超えない期間とする。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定により介護休業手当金を支給する場合について準用する。

4 (略)

(国の職員の取扱い)
第四百十二条 (略)

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

(略)		(略)	(略)
第四十三 条第十二 項	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項
	地方公務員の育児休業等に関する法律第 二条第一項	地方公務員の育児休業等に関する法律第 二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律第 三条第一項

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 3 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。 4 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第七項において「災害発生の日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号に掲げるいずれかの方法によつて計算した額を下らないものとする。 一（略） 二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額について前号に掲げる方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額	（定義） 第二条（略） 3 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。 4 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第七項において「災害発生の日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した額を下らないものとする。 一（略） 二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

6 5	(略) 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。	一 (略) 二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合には、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日	三 (略) 四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日及び一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日	五・六 (略) 七 (略) 八 年金たる補償について第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合には、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る平均給与額とする。	九 (略) 十 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第四項から第八項までの規定により平均給与額として計算した額が、休業補
6 5	(略)	一 (略) 二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日	三 (略) 四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日	五・六 (略) 七 (略) 八 年金たる補償について第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合には、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る平均給与額とする。	九 (略) 十 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第四項から第八項までの規定により平均給与額として計算した額が、休業補

14 (略)	償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る平均給与額とする。
14 (略)	償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る平均給与額とする。

改 正 案	現 行
（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十三条（略） 2 4 （略） 5 職員に関する地方公務員の育児休業等に関する法律第二 条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一 項及び第二項、第十七条並びに第十八条第三項の規定の 適用については、同法第二条第一項中「条例で定める職 員」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人法（平成 十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団 体をいう。以下同じ。）の条例で定める職員」と、「条 例で定める者」とあるのは「設立団体の条例で定める者 」と、「条例で定める期間」とあるのは「設立団体の条例で定 める期間」と、「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、 同法第三条第二項及び第五条第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同法第十条第一項中 「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「次の各号 に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時 間、休暇等に関する法律（平成十六年法律第三十三号）第 六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形 態によって勤務する職員以外の職員にあっては、第五号 に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間 （当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この 項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗 じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これ に満たない端数を切り上げることを行う。以下この項に	（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十三条（略） 2 4 （略） 5 職員に関する地方公務員の育児休業等に関する法律第二 条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一 項及び第二項、第十七条並びに第十八条第三項の規定の 適用については、同法第二条第一項中「条例で定める職 員」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人法（平成 十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団 体をいう。以下同じ。）の条例で定める職員」と、「条 例で定める日」とあるのは「設立団体の条例で定める日 」と、「条例で定める期間」とあるのは「設立団体の条 例で定める期間」と、「条例」とあるのは「設立団体の条 例の条例」と、同法第三条第二項及び第五条第二項中「 条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同法第十条第 一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「次の 各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤 務時間、休暇等に関する法律（平成十六年法律第三十三 号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤 務の形態によって勤務する職員以外の職員にあっては、 第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤 務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以 下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一 を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、 これに満たない端数を切り上げることを行う。以下この 項において同じ。）を行って得た時間を行う。以下この

(略)

6

(略)

– 22 –

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）（附則第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
附則 第十二条 削除	附則 （介護をするための休業に係る承認の請求を公務員がする場合における経過措置） 第十二条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員のうち、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員に対する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十条第一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第八条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」とする

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）（附則第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
附則 （国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正） 第十六条の二 次に掲げる法律の規定中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。 一 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項 二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項 三 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条第四項第一号	附則 （国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正） 第十六条の二 次に掲げる法律の規定中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。 一 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項 （新設） 二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条第四項第一号

○ 附則第七条の規定による改正後の児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十六条の二の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（附則第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（育児休業の承認） 第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日まで）の間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職	（育児休業の承認） 第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日まで）の間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により人

2 ・ 3 (略)	員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。
2 ・ 3 (略)	に、事 院規 則で 定め る期 間を 基準 とし て条 例で 定め る期 間内 に、 職員 （当 該期 間内 に労 働基 準法 （昭 和二 十二 年法 律第 四十 九号 ）第 六十 五 条第 二項 の規 定に より 勤務 しな かつ た職 員を 除く 。） が当 該子 につ いて した 最初 の育 児休 業を 除く 。） をし たこ とが ある とき は、 条例 で定 める 特別 の事 情が ある 場合 を除 き、 この 限り でな い。